

## 令和5年12月秦野市議会第4回定例会議会提出議案等一覧表

議案14件：条例一部改正  
補正予算7件  
7件

報告1件：専決処分（条例一部改正）1件

No.	議案等番号	件名	担当課	説明
1	議案第54号	条例一部改正 秦野市部の設置に関する条例の一部を改正することについて	行政経営課	市民の利便性向上と業務の効率化に向け、本市のデジタル化を一層推進するための組織とするため、改正するもの。 施行日 令和6年4月1日
2	議案第55号	条例一部改正 秦野市職員の給与に関する条例等の一部を改正することについて	人事課 経営総務課	次の理由により改正するもの。 (1) 地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員に勤勉手当を支給すること。 (2) 国家公務員に準じて、本市職員の給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の支給率を引き上げること。 施行日 公布の日とし、給料表の改定は令和5年4月1日から、令和5年度期末勤勉手当の支給率は同年12月1日から適用。ただし、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給については、令和6年4月1日から施行。
3	議案第56号	条例一部改正 秦野市特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正することについて	人事課	本市職員の期末手当及び勤勉手当の支給率の引上げに準じて、市長、副市長及び教育長の期末手当の支給率を引き上げるため、改正するもの。 施行日 公布の日。ただし、令和5年度期末手当の支給率は、令和5年12月1日から適用。
4	議案第57号	条例一部改正 秦野市市税条例の一部を改正することについて	市民税課 資産税課 交通住宅課	地方税法の一部改正により、長寿命化を図るために大規模修繕工事を行ったマンションについて、固定資産税額の減額割合を設定するため改正するとともに、字句の整理を行うもの。 施行日 公布の日
5	議案第58号	条例一部改正 秦野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正することについて	環境資源対策課	動物の死体の処理に要する経費の増額に伴い、その処理手数料を引き上げるため、改正するもの。 施行日 令和6年4月1日

No.	議案等番号	件名	担当課	説明
6	議案第59号	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">条例一部改正</div> 秦野市国民健康保険税条例の一部を改正することについて	国保年金課	全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う、地方税法施行令の一部改正により、出産する被保険者に係る産前産後期間相当分の所得割額及び均等割額を減額するため、改正するもの。 施行日 令和6年1月1日
7	議案第60号	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">条例一部改正</div> 秦野市道路条例の一部を改正することについて	建設総務課	次の理由により改正するもの。 (1) 道路法の適用を受けない認定外道路における禁止行為、監督処分、占用料の徴収等に関する規定及び監督処分による市長の命令に従わない者に対する過料の規定を新設すること。 (2) 道路構造令の一部改正により、自転車通行帯及び歩行者利便増進道路の規定を新設するとともに、既存の交通安全施設に自動運行補助施設を追加し、自転車道の設置要件に設計速度が時速60キロメートル以上の道路を対象とする規定を追加すること。 施行日 公布の日
8	議案第61号	令和5年度秦野市一般会計補正予算（第6号）を定めることについて	財政課	歳入歳出補正見込額 104,541千円
9	議案第62号	令和5年度秦野市一般会計補正予算（第7号）を定めることについて	財政課	歳入歳出補正見込額 524,635千円
10	議案第63号	令和5年度秦野市水道事業会計補正予算（第1号）を定めることについて	経営総務課	歳入歳出補正見込額 △13,137千円
11	議案第64号	令和5年度秦野市公共下水道事業会計補正予算（第1号）を定めることについて	経営総務課	歳入歳出補正見込額 5,271千円
12	議案第65号	令和5年度秦野市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を定めることについて	国保年金課	歳入歳出補正見込額 △2,454千円

No.	議案等番号	件名	担当課	説明
13	議案第66号	令和5年度秦野市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)を定めることについて	高齢介護課	歳入歳出補正見込額 △1,709千円
14	議案第67号	令和5年度秦野市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)を定めることについて	国保年金課	歳入歳出補正見込額 △5,007千円
15	報告第17号	専決処分の報告について	保育こども園課	<p>地域の権限を拡大するための改革一括法による、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正により、条例で引用する法律の条項に移動が生じたことから「秦野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営等の基準を定める条例の一部を改正する条例」について専決処分したため、地方自治法第180条第2項の規定により議会に報告するもの。</p> <p>施行日 公布の日  専決処分日 令和5年11月13日</p>